一　保安林の所在場所　秋田県鹿角郡小坂町上向字下鴇沢二二、二四から三一まで、三三、三四、字上鴇三三、秋田市河辺三内字内沢一七の二、一七の四、雄和碇田字段ノ前八五、一一三、一一四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字三都郷六六一八、七六一九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁並びに秋田市役所及び小坂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字三都郷七三三六のイ、七三三六のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市長田字カシヤ二〇四一、二〇四三、二〇四五、二〇四六、二〇四六の一、二〇四七の一、二〇四八の一、千田字大谷二三九三の三、小瀬沢字圷戸一三五七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸大宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町上和仁字詰ノ山六〇七の一五、六〇七の二六、六〇七の三〇、六二四、六二五、六三二、六三四、字南蛮毛六四一の五、六四一の六、六四三の三、六四五の二、六四六の二から六四六の五まで、六四七、六四八、六四九の二、六四九の三、六四九の五から六四九の七まで、六四九の一一、六四九の二五、六四九の二七、六四九の四〇から六四九の四二まで、六四九の七七、六四九の七八、六五〇、六五一の一、六五一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字詰ノ山六〇七の三〇、六二四、六二五、字南蛮毛六四六の三から六四六の五まで、六四八、六四九の二、六四九の三、六四九の五、六四九の一一、六四九の四一、六四九の四二、六四九の七七、六四九の七八、六五〇、六五一の一、六五一の二、字詰ノ山六〇七の一五・字南蛮毛六四三の三・六四六の二・六四七・六四九の六(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字上田字左京田四六〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字左京田四六〇一(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町払川字芳ノ谷一一七八の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字芳ノ谷一一七八の九(次の図に示す部分に限る。)

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二千七百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十六日

農林水産大臣　郡司　彰